

印刷請負契約書

注文者高知県（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）とは、次の条項により印刷の請負契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（印刷物の内容）

第2条 印刷物の内容は次のとおりとする。

品名	規格	数量

（請負代金）

第3条 請負代金は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 請負代金の内訳は、次のとおりとする。

品名	金額

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、高知県契約規則第40条第 号の規定により免除する。

（納入期限及び納入場所）

第5条 印刷物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

（1）納入期限

（2）納入場所

2 乙は印刷物を納入期限内に納入場所において甲に納入するものとし、甲はその請負代金を支払うものとする。

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（一括下請負の禁止）

第7条 乙は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第9条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第18条の第2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（納入期限の延長等）

第10条 乙は、天災その他不可抗力によって納入期限内に印刷物を納入することができないときは、甲に対して遅延なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延期を請求することができる。

この場合において当該延長する日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、その責任により納入期限内に印刷物を納入することができないときは、納入期限の猶予についてあらかじめその事由を記載した書面により甲の承認を受けなければならない。

（検査等）

第11条 乙は、印刷物を納入しようとするときは、その旨をあらかじめ甲に通知し、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果不合格と決定した印刷物は、乙において甲の指示する期限内に補修又はこれに代えて新たに印刷して、前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。

3 前項の補修又は再印刷に要する費用は、乙の負担とする。

(印刷物の引渡し及び所有権移転)

第 12 条 印刷物の引渡しは、乙が前条第 1 項又は第 2 項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

2 印刷物の所有権は、前項の規定による引渡しをしたとき移転するものとする。

(請負代金の支払)

第 13 条 乙は前条第 1 項の規定により印刷物の引渡しが行われたときは、甲に対して当該部分に相当する請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求書を受領した日から 30 日以内に当該請負代金を支払わなければならない。

(数量等の変更)

第 14 条 甲は、必要がある場合には、乙から第 11 条第 1 項の規定による検査を求める通知を受け取るまでは、印刷物の数量を増減し、又は納入期限を変更することができる。この場合において請負代金を増減する必要が生じたときは、請負代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞に伴う違約金等)

第 15 条 甲は、乙がその責任により納入期限内に印刷物を納入しなかったときは、当該納入遅滞部分に係る請負代金に対し、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数(検査に要した日数は算出しない。)に応じ、年 3.1 パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収する。ただし、違約金の額が 100 円未満の場合は、この限りではない。

2 前項の違約金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(危険負担)

第 16 条 第 12 条第 1 項の規定による引渡し前に生じた印刷物の亡失、き損、変質その他一切の損害は、それが甲の責任による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第 17 条 乙は、印刷物の所有権移転後、12 か月以内にかし又はかくれたかしが発見されたときは、それが甲の責任による場合を除き、甲の選択により無償による補修若しくは再印刷又は請負代金の減額又は損害賠償に応じなければならない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなく契約の全部又は一部を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第 18 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例第 36 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又

は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第9条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき印刷代金と相殺することができる。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約の履行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約の費用)

第21条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

注文者(甲) 高知県
契約担当者 高知県知事 尾崎 正直

請負者(乙)